

山田みやこの活動報告

令和3年9月25日・26日(土・日)

第24回 全国シェルターシンポジウム2021 in 徳島(オンライン)

I hope ~ジェンダー平等社会の実現を~

分科会A-1 どう変わる？日本のDV対策

司会 北仲 千里氏(NPO法人全国女性シェルターネット共同代表)
発題者 山崎 菊乃氏(NPO法人全国女性シェルターネット共同代表)
近藤 恵子氏(NPO法人全国女性シェルターネット理事)
戒能 民江氏(お茶の水女子大学名誉教授)

日本のDV被害者対策システムは民間団体は制度の外、公的センター中心型になっている。

公的センターへの一時保護のハードルは高すぎるため使える人は僅か。また保護の基準は曖昧でなかなか保護にたどり着けない状況。

2019年10月 厚労省は困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会において婦人保護事業の検討を行った。

- (1)対象とする「女性」の範囲・支援の内容について
- (2)他法・他施策との関係や根拠法の見直しについて
- (3)婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設の役割や機能について

検討の結果、与党案は中間まとめを上手に行ったが政策転換せず、ただ手を加えるだけで支援現場では立ち行かない。

目的は良い、基本理念も良い、しかしその先に踏み込んでいない。国会議員は現場を知らない。与党案でないと進まないのが超党派でまとめて欲しい。婦人相談員の専門員としての権限が出てこない。また民間団体の相談支援員は補助的な位置付けで踏み込んでいない。

- 課題として
婦人相談所は閉鎖的
一時保護するかしないかという貸宿業務になっていて切れ目のない支援が見えない
就労支援・短期回復の仕組みが必要
緊急避難の場合全ての権限を握っている
民間団体の役割を明確にする
財政責任は国3/4、地方1/4負担にすべき(生保と同様に第三者評価制度、苦情処理の導入も検討すべき)

- どう変わる日本のDV対策
売春防止法に基づいた婦人保護事業だが、法律が実態に合わなくなっている。女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について法制度上も新たな枠組みを構築していく必要がある。

- 新たな制度の下で提供される支援のあり方
多様なニーズに対応し一人ひとりの意思を尊重しながら、その者の持つ潜在的な力を引き出しつつ、本人の状況や希望に応じた伴走型支援を目指し、施設入所だけでなく通所やアウトリーチなど本人のニーズに応じて必要な支援が行えるような制度としていくことが求められている。また未成年の若年女性を対象とした支援においては当該若年女性の住所地と支援を行う機関などが所在する都道府県が異なる場合においても、児童相談所などの関係機関が広域的な情報共有や連携の上で支援していく必要がある。

※現場の声をしっかりと受け止め、被害当事者のニーズに応じた支援を行えるよう早期の法改正を望む。